

知っていますか？ 成年後見制度

鹿沼市成年後見センター（高齢福祉課内） ☎(63)2175

「成年後見制度」とは、認知症や障がいなどにより、物事の判断能力が十分ではない人が、さまざまな契約や財産管理などをするとときに不利益を生じることがないように、成年後見人などが代わりに本人の権利を守り、生活を支援する制度です。市では「成年後見制度」に関する支援を行っています。

● こんなお困りごとありませんか？



家族が認知症で預金の引き出しができなくなった。成年後見制度を利用すべき？



障がいのある子どもが心配。将来は誰に契約や財産管理をお願いすることができるの？

一人暮らしで近くに頼れる人がいない。いざという時のために、なにか準備しておいたほうがいいの？

● 鹿沼市成年後見センターにご相談ください

成年後見制度の総合的な窓口となる「鹿沼市成年後見センター」では、制度の利用に関する相談を窓口で受け付けています。

令和7年度 成年後見制度相談会

司法書士による相談会（予約制）を下記のとおり実施しています。

- と き** 午前10時～正午
（相談は1人1時間まで）
- ところ** 鹿沼市役所内 4階会議室
- 相談料** 無料
- 申 込** 鹿沼市成年後見センターへ電話で。

今後の開催予定

10月16日(木)	令和8年1月22日(木)
11月20日(木)	2月19日(木)
12月18日(木)	3月19日(木)

～生活支援体制整備事業～ 地域の皆さんで困りごとを解決

高齢福祉課地域包括ケア推進係 ☎(63)2175

鹿沼市社会福祉協議会 ☎(65)5191

高齢者の方々が生き生きと生活できるよう、地域の支え合いの体制をつくるための事業が「生活支援体制整備事業」です。地域の困りごとや解決策について話し合う場が「協議体」であり、地域の皆さんが、協力しながら高齢者の生活を支えています。今回は、2つの例を紹介します。

協議体って
なんだろう？



地域の皆さんと生活支援コーディネーター、関係機関などが、高齢者の日常生活の困りごとなどを地域全体で解決するために話し合う場です。

市内17地区に設置されています。

スマイルきくさわ第2層協議体

菊沢地区では、地区内の通院や買い物等に行くための手段が困難な高齢者を対象に、送迎サービスを行っています。（関連情報P6参照）



中央地区地域支えあい協議体

中央地区では、生活支援サービス（家事、草取り、送迎等のお手伝い）を行っています。



お困りごとを解決します

※ご利用には条件があります。詳しくは鹿沼市社会福祉協議会または地域包括ケア推進係へお問い合わせください。